第14号様式記載要領

1　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人（⑴の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（同条第12号の７の３に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）並びに⑵の届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）が記載し、それぞれに定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。

⑴　法人税法第75条の２第３項（同法第81条の24第２項及び第145条において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があった場合　当該取消しの処分があった日の属する事業年度又は連結親法人事業年度（法人税法第15条の２に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）終了の日から22日以内

⑵　法人税法第75条の２第５項（同法第81条の24第２項及び第145条において準用する場合を含む。）の規定により同法第75条の２第５項の届出書を提出した場合　当該届出書を提出した日の属する事業年度又は連結親法人事業年度終了の日から22日以内

2　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中「事業年度分から法人税の確定申告書」となっている箇所については、届出の内容によって「連結事業年度分から連結確定申告書」不要文字を抹消すること。

3　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中「その延長の処分が取り消されたその適用を受けることをやめた」となっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。ただし、1⑴の場合において連結子法人が記載するときは、「その延長の処分が取り消された」とあるのは「連結親法人のその延長の処分が取り消された」と、1⑵の場合において連結子法人が記載するときは、「その適用を受けることをやめた」とあるのは「連結親法人がその適用を受けることをやめた」と読み替えて不要文字を抹消すること。

4　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄は、法第72条の25第３項又は第５項（これらの規定を法第72条の28第２項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。）により申告書の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとするときに記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。

5　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄中「法第72条の25第３項法第72条の25第５項」となっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。

6　「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める法人が記載すること。

⑴　1⑴の場合　当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人

⑵　1⑵の場合　当該届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人

⑶　4の場合　法第72条の25第５項の規定の適用を受けることをやめようとする法人（連結子法人に限る。）

第11号様式別表１の表中「個別帰属リース特別控除取戻税額等又はリース特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等又は特別控除取戻税額等」に改め、同様式別表１記載要領中「（別表５の２⑵付表１）の「当期分⑶」欄の「当期発生額②」の欄の金額」を「（別表５の２⑵付表）の「当期分⑷」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結復興特別法人税個別帰属額を除く。）」に、「個別帰属リース特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に改め、「リース特別控除取戻税額、」を削り、「ものとする。）」の次に「、リース特別控除取戻税額」を加える。